

介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 介護保険サービス利用者負担対策費補助金は、低所得者の介護保険に係る利用者負担を緩和し、介護保険サービスの利用促進を図るため、市町村が行う障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業等に要する経費に対して、予算の範囲内において交付するものであり、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

- 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業
平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添1「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱」に基づき、市町村が行う事業。
- 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業
平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添2「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」に基づき、市町村が行う事業。
- 3 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業
平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添3「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱」に基づき、市町村が行う事業。
- 4 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業
平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知の別添4「中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱」に基づき、市町村が行う事業。

(交付基準)

第3 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

ただし、別表の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 事業に要する経費の区分間における費用の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 6 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

第5 この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更交付申請)

第6 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5に定める申請手続きに従い、別途指示する日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

第7 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができる。

(実績報告)

第8 この補助金の事業実績報告は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日まで(第4の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)に知事に提出するものとする。

(その他)

第9 特別の事情により第3、第5、第6及び第8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

- ・ この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- ・ この要綱は、平成17年10月27日から施行し、平成17年10月1日から適用する。
- ・ この要綱は、平成18年4月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- ・ この要綱は、平成22年1月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- ・ この要綱は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- ・ この要綱は、平成24年4月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- ・ この要綱は、平成28年5月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- ・ この要綱は、平成30年7月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業	知事が必要と認めた額	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料	$\frac{3}{4}$
社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業	知事が必要と認めた額	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金	$\frac{3}{4}$
離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	知事が必要と認めた額	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金	$\frac{3}{4}$
中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業	知事が必要と認めた額	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、扶助費、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金	$\frac{3}{4}$